

# コロナバス補習校 入学／編入に際しての確認

## 【確認の目的】

コロナバス補習校の設立理念/存在目的を維持するため入学／編入時に保護者との意思疎通を図る

理事長	校長

### 設立について

#### 【設立の主旨】

日本語補習授業校は、海外の現地校に通学する主に日本人の子女である幼児・児童・生徒が、再び日本国内の学校に編入した際にスムーズに適応できるよう、日本の基幹教科の基礎的・基本的知識・技能、および日本の学校文化を、日本語によって学習するために設立された教育施設である。

したがって、コロナバス日本語補習校(以下本校)では

1. 日本の教科書で
2. 日本の教え方を目標として
3. 日本の学校文化も含めて

教育を行う。

ただし、永住者であっても補習校の教育、運営に対して保護者が了承し、理事長が適正と認めた場合は入学／編入を許可する

#### 【バス通学について】

基本的に一部のバス路線が確立されていない地域、または理事会が認めた特殊な事情がある場合以外は全員バス通学とする。

### 教育について

#### 【教育方針】

日本の該当学年相応の日本語能力を有していることを前提に、日本の該当学年相応の教育内容を日本の教科書を使って補習授業を行う。

編入学年は基本的に日本の学年に順ずる。特別な理由で校長が認めた場合は一学年下げることができる

従って上記に対応できる日本語能力を有しない場合は入学／編入を許可しないこともある

#### 【教育形態】

補習授業校であって、塾ではなくまた、日本語を教える日本語学校でもないため、教育方針に合致しない教育は理事会が認めた特殊な事情がある場合以外は本校は提供しない

#### 【教員について】

本校の教員は補習校授業日に教員として契約しているが通常は学生、主婦、別途職業に就いている人達であり、必ずしも教員免許は保有していない。ただし、教育に熱意を持っている有志である。

### 運営について

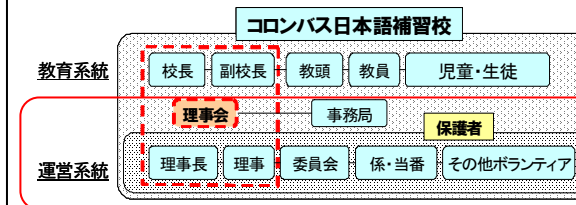
#### 【基本的理解】

コロナバス日本語補習校は在外教育施設と呼ばれる私立の教育施設であり、日本国憲法第26条(教育の機会均等及び義務教育無償)が適用される日本の学校とは違う。保護者代表である理事会が経営を担当しており、教員の採用を含め全ての責任を負っている。

#### 【保護者立について】

教員に思う存分に活躍していただくためにも保護者が学校運営を遂行して行く必要がある。

本校はオハイオ州政府が認めた非営利団体であり、「授業料を払っているから」という理由で保護者の役割分担は免除されない。



## 【保護者への確認】

平成 年 月 日

項目	保護者の了承確認	特殊な事情についての記述	保護者署名	理事面談者署名
設立について	1. 了承している 2. 一致していない (特殊な事情は記述要)			
教育について	1. 了承している 2. 保護者の理解と違う (特殊な事情は記述要)			
運営について	1. 了承している 2. 了承されていない			